



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第184号 令和2年3月31日発行

目次

※は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
178※	県有庁舎等の清掃業務及び設備運転管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する告示	管財課
179	徳島県保健医療計画を変更した件	医療政策課
180	救急病院等を認定した件	医療政策課 広域医療室
181	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の規定に基づき知事監視製品を指定する件	薬務課
182	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
183	県営土地改良事業の工事が完了した件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
184	保安林の指定施業要件を変更する件	農林水産基盤整備局 森林整備課
185	同	同
186	同	同
187	基本測量を実施する旨の通知があった件	用地対策課
188	基本測量を終了した旨の通知があった件	同
189	公共測量を実施する旨の通知があった件	同

【告示】

番 号	表 題	担当課名
1 9 0	公共測量を終了した旨の通知があった件	同
1 9 1	道路の区域を変更する件	道路整備課
1 9 2	都市計画事業の変更を認可した件	都市計画課
1 9 3	建築基準法の規定に基づく指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があった件	住宅課 建築指導室

【公告】

番 号	表 題	担当課名
	県営住宅等の管理の特例に係る公告	住宅課

徳島県告示第百七十八号

県有庁舎等の清掃業務及び設備運転管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

県有庁舎等の清掃業務及び設備運転管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する告示

県有庁舎等の清掃業務及び設備運転管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（平成二十七年徳島県告示第六百五十五号）の一部を次のように改正する。

題名中「清掃業務及び設備運転管理業務」を「維持管理業務」に改める。

第一条中「清掃業務及び設備運転管理業務」を「維持管理業務（清掃業務、警備業務、設備運転管理業務、消防設備保守業務及び植栽管理業務をいう。）」に改める。

第三条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 契約の締結等につき支店、営業所等に属する者を代理人に選任する場合にあつては、委任状（様式第四号）

第七条第一項中「（様式第四号）」を「（様式第五号）」に改める。

連 絡 先	担 当
	電 話
	F A

様式第一号中「清掃業務及び設備運転管理業務」を「維持管理業務」に

部署	
者氏名	
番号	
X番号	

を

担当者氏名（部署）

電話番号		F A X 番号	
------	--	----------	--

① 「業務（希望する業務を）で囲むこと。」②「区分を1つだけ選択し、チェック

欄に を記載すること。」③「

清掃業務	設備運転管理業務
------	----------

チェック欄	区分	
	清掃・設備の保守	(清掃
	警備業務	常
	植栽管理業務	植

④

⑤

業務

業務 設備運転管理業務 消防設備保守業務)
希望する業務を で囲むこと。

⑥

駐警備業務（主に一号警備）

栽の剪定及び消毒等の業務

様式第二号の5の2の6。

営業概要書

申請者	商号又は名称						
	代表者の役職及び氏名						
経営の状況	売上高	前々事業年度決算			前事業年度決算		
		年 月 日 から			年 月 日 から		
		年 月 日 まで			年 月 日 まで		
		千円			千円		
		平均売上高 千円未満は切捨て			千円		
	前度事業決算年分	自己資本 (A)	千円		自己資本比率 (A/B)	%	
		総資本 (B)	千円		流動比率 (C/D)	%	
		流動資産 (C)	千円		利益率 (E/B)	%	
		流動負債 (D)	千円		各比率の値については、1%未満の値は切り捨てて記入すること。		
		当期純利益 (E)	千円				
創業	年 月		審査基準日現在の営業日数				
現組織への変更	年 月		年 月				
転廃業(休業)	年 月 ~ 年 月						
県内契約実績	発注者区分	希望する業務ごとの契約金額(千円)					
		清掃業	警備業務	設備運転管理業務	消防設備保守業務		
	官公庁						
	その他						
	計						
職員の状況	対象業務名	従事職員数 対象業務に従事している職員数 (a)	有資格者数 対象業務に従事している職員のうち当該業務に関する資格を有する人数	若年者数 3か月以上雇用している若年者(35歳未満)数(b)	若年者率 従事職員数のうち若年者の占める割合 (b/a) × 100小数点切り捨て	女性従事職員数 対象業務に従事し3か月以上雇用している人数	
	清掃業務	人	人	人	%	人	
	警備業務	人	人	人	%	人	
	設備運転管理業務	人	人	人	%	人	
	消防設備保守業務	人	人	人	%	人	
	注) 県内業者の方のみ記入してください。 従事職員とは、社会保険(健康保険及び厚生年金保険)に加入している職員です。						
	注) 植栽管理業務以外の業務を希望する県内業者の方のみ記入してください。		障がい者雇用	人	3年以上継続雇用している障がい者数	人	
	注) 清掃業務を希望する県内業者の方のみ記入してください。		ビルクリーニング技能士資格を有するパート従業員数			人	
			有資格者数(3級以上のビルクリーニング技能士に限る。) / 従事職員数の比率			%	
	注) 申請される全ての方が記入してください。		総従業員数(県外)	人	総従業員数(県内)	人	
その他	該当する項目に 印を付し、それを証明する書類の写しを添付すること。						
	ISO9001 認証取得	ISO14001 認証取得	エコアクション21 認証取得	徳島県と災害支援協定を締結している。			
	災害ボランティア活動実績がある。		障がい者就労支援活動実績がある。				

様式第四号を様式第五号とし、様式第三号の次に次の一様式を加える。

委 任 状

年 月 日

徳島県知事 殿

届出者 住所又は所在地
商号又は名称
氏 名
(代表者の氏名)

印

私は、次のとおり代理人を選任し、権限を委任します。

- 1 入札書の提出
- 2 契約の締結
- 3 契約の履行
- 4 代金の請求及び受領
- 5 その他徳島県との商取引に係る一切の権限

委任期間 年 月 日から 年 月 日まで

支店，営業所等	所在地 名称	
代理人の職氏名		
郵便番号		
連絡先電話番号 連絡先 F A X 番号		
メールアドレス		

附 則

- 1 この告示は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 令和二年に維持管理業務の委託契約に係る資格の審査を受けようとする者に係る第四条、第五条第二項及び第八条第一項の規定の適用については、第四条中「平成二十九年十月一日から翌月末日までを最初の期間とする三年」との十月一日から翌月末日まで」とあるのは「令和二年六月一日から翌々月末日まで」と、第五条第二項中「平成三十年一月一日を最初の期日とする三年」との一月一日」とあるのは「令和二年十月一日」と、第八条第一項中「三年間」とあるのは「令和五年十二月三十一日まで」とする。

徳島県告示第七十九号

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十九号。以下「改正法」という。）附則第五条第三項の規定に基づき、平成三十年徳島県告示第二百五十三号（徳島県保健医療計画を変更した件）をもって公示した徳島県保健医療計画を変更したので、同条第四項において準用する改正法第二条の規定による改正後の医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第十八項の規定により次のとおり公示する。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県保健福祉部医療政策課及び徳島県保健所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第百八十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、
救急病院又は救急診療所として次のとおり認定した。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

区分	名称	所在地	認定が効力を有する期限
救急病院	徳島市民病院	徳島市北常三島町二丁目三四番地	令和五年一月二十四日
同	田岡病院	同 万代町四丁目二番地二	同 二月二十八日
同	きたじま田岡病院	板野郡北島町鯛浜字川久保三〇番地一	同
同	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町一丁目一〇三	同 三月三十一日
同	徳島大学病院	同 蔵本町二丁目五〇番地の一	同
同	水の都記念病院	同 北島田町一丁目四五番地の二	同
同	協立病院	同 八万町橋本九二番地一	同
同	博愛記念病院	同 勝占町惣田九番地	同
同	中洲八木病院	同 中洲町一丁目三一番地	同
同	徳島健生病院	同 下助任町四丁目九番地	同
同	手束病院	同 名西郡石井町石井字石井四三 四番地の一	同
同	兼松病院	同 鳴門市撫養町斎田字大堤五四 番地	同
同	独立行政法人国立 病院機構東徳島医 院	同 板野郡板野町大寺字大向北一	同

徳島県告示第百八十一号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十条第一項の規定に基づき、知事監視製品を次のとおり指定する。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 知事監視製品を特定できる情報

- 1 次の写真に示すとおり、被包に「Time Stop」と表示のある製品であつて、その内容物が粉末のもの
- 2 次の写真に示すとおり、被包に「Singularity」と表示のある製品であつて、その内容物が粉末のもの
- 3 次の写真に示すとおり、被包に「鼓動MAX」と表示のある製品であつて、その内容物が粉末のもの
- 4 次の写真に示すとおり、被包に「072 Midnight adventure」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの
- 5 次の写真に示すとおり、被包に「NURER NURER 姫 strawberry cold」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの
- 6 次の写真に示すとおり、被包に「Generic love sex4」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの
- 7 次の写真に示すとおり、被包に「YOKUBOU」と表示のある製品であつて、その内容物が植物片のもの
- 8 次の写真に示すとおり、被包に「Natural energy」と表示のある製品であつて、その内容物が植物片のもの
- 9 次の写真に示すとおり、被包に「Snake Violence」と表示のある製品であつて、その内容物が植物片のもの
- 10 次の写真を付して、「ラブセックス2」の名称で販売される製品であつて、その内容物が液体のもの
- 11 次の写真に示すとおり、被包に「Crystal Upper 2」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの
- 12 次の写真を付して、「セックスアート2」の名称で販売される製品であつて、その内容物が粉末のもの
- 13 次の写真に示すとおり、被包に「THE SUPER LEMON HAVEN」と表示のある製品であつて、その内容物が植物片のもの
- 14 次の写真に示すとおり、被包に「Super Silver Haze HAVE N」と表示のある製品であつて、その内容物が植物片のもの
- 15 次の写真に示すとおり、被包に「ECSTASY SEX 5」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの
- 16 次の写真に示すとおり、被包に「極卍ゴメオ」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの
- 17 次の写真に示すとおり、被包に「くねくね男」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの

- 18 次の写真に示すとおり、被包に「性煙ドロップ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 19 次の写真に示すとおり、被包に「一撃淫烈」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 20 次の写真に示すとおり、被包に「脳狂アナル」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 21 次の写真に付して、「SEX狂」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの
- 22 次の写真を付して、「Death Killer (別名 死神)」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの
- 23 次の写真に示すとおり、被包に「ウケ・前立腺ギメ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 24 次の写真に示すとおり、被包に「シャブリ野郎」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 25 次の写真に示すとおり、被包に「スーパー・トコロテン」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 26 次の写真に示すとおり、被包に「けつまん男 vol. 21」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 27 次の写真に示すとおり、被包に「艶煙」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 28 次の写真に示すとおり、被包に「紫煙淫乱」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 29 次の写真に示すとおり、被包に「69 Mania」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 30 次の写真に示すとおり、被包に「Sex Doll Maker」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 31 次の写真に示すとおり、被包に「X-Premium」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 32 次の写真に示すとおり、被包に「万華鏡 RAN」と表示のある製品であって、その内容物が固体のもの
- 33 次の写真に示すとおり、被包に「GALACTICA」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの
- 34 次の写真に示すとおり、被包に「es」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 35 次の写真に示すとおり、被包に「TShock」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 36 次の写真に示すとおり、被包に「MAHOROBA」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 37 次の写真に示すとおり、被包に「NEO GOLD」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

- 38 次の写真に示すとおり、被包に「SUPER ENEMAGRA」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 39 次の写真に示すとおり、被包に「Ghost」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 40 次の写真に示すとおり、被包に「Daemon D.N.A」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 41 次の写真に示すとおり、被包に「Tiger 69」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 42 次の写真に示すとおり、被包に「CORONA DASH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 43 次の写真に示すとおり、被包に「GO!GO!Shot!」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 44 次の写真に示すとおり、被包に「Pussy Crusher」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 45 次の写真に示すとおり、被包に「∞ LOOP」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 46 次の写真に示すとおり、被包に「the Knight love shot」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 47 次の写真に示すとおり、被包に「波海 HAKAI」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 48 次の写真に示すとおり、被包に「Queen beast」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 49 次の写真に示すとおり、被包に「Slow mush」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 50 次の写真に示すとおり、被包に「Sex Poison」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 51 次の写真を付して、「刀 KATANA」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの
- 52 次の写真に示すとおり、被包に「TRICK MAX」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 53 次の写真に示すとおり、被包に「HOT ACME」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 54 次の写真に示すとおり、被包に「FREEDOM」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 55 次の写真に示すとおり、被包に「和 なごみ」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 56 次の写真に示すとおり、被包に「Masterbate Master」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 57 次の写真に示すとおり、被包に「乱舞」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

- 58 次の写真に示すとおり、被包に「VIP M-P-9」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 59 次の写真に示すとおり、被包に「Ecstasy CAT」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 60 次の写真に示すとおり、被包に「SEXUAL SPIKE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 61 次の写真に示すとおり、被包に「Love Hot」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 62 次の写真に示すとおり、被包に「禅」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 63 次の写真に示すとおり、被包に「RED EYE SONIC」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 64 次の写真に示すとおり、被包に「MAX GO」と表示のある製品であって、その内容物が固体のもの
- 65 次の写真を付して、「【420ハーブティ―】WP3GO|420ワイルドファイバーフュー&パッションフラワーハーブティ―」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの
- 66 次の写真を付して、「【420ハーブティ―】WE3GO|420ワイルドファイバーフュー&エルダーフラワーハーブティ―」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの
- 67 次の写真を付して、「【420ハーブティ―】RW3GO|420ラズベリー&ワイルドファイバーフューハーブティ―」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの
- 68 次の写真を付して、「【420ハーブティ―】RP3GO|420ラズベリー&パッションフラワーハーブティ―」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの
- 69 次の写真を付して、「【420ハーブティ―】RE3GO|420ラズベリー&エルダーフラワーハーブティ―」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの
- 70 次の写真を付して、「【420ハーブティ―】MR3GO|420マシュマロー&ラズベリーハーブティ―」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの
- 71 次の写真を付して、「【420ハーブティ―】MP3GO|420マシュマロー&パッションフラワーハーブティ―」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの
- 72 次の写真を付して、「EXCITE Ball FINISH」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの
- 73 次の写真を付して、「EXCITE Ball START」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの
- 74 次の写真に示すとおり、被包に「Spirit Of Lemon EX」と表示

- のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 75 次の写真に示すとおり、被包に「HYPER EMOTION」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 76 次の写真に示すとおり、被包に「覇龍」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 77 次の写真を付して、「PEH－brfNa」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの
- 78 次の写真に示すとおり、被包に「MAGNA TITAN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 79 次の写真に示すとおり、被包に「Loco Feel」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 80 次の写真に示すとおり、被包に「SEXY GANG」と表示のある製品であって、その内容物が固体のもの
- 81 次の写真に示すとおり、被包に「Crazy MIX, 2008」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 82 次の写真に示すとおり、被包に「@sex.jp」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 83 次の写真に示すとおり、被包に「SEX hospital」と表示のある製品であって、その内容物がジェル状のもの
- 84 次の写真を付して、「SEXY SMILE 6」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの
- 85 次の写真に示すとおり、被包に「Luxury S」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの
- 86 次の写真に示すとおり、被包に「VICTORIX GREEN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 87 次の写真に示すとおり、被包に「Shake Brain」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 88 次の写真に示すとおり、被包に「SP HYDORO OVER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 89 次の写真に示すとおり、被包に「BULK UPER」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 90 次の写真に示すとおり、被包に「FREE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 91 次の写真に示すとおり、被包に「壊落」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 92 次の写真に示すとおり、被包に「Intense Love」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 93 次の写真に示すとおり、被包に「Extreme ENERGY」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 94 次の写真に示すとおり、被包に「Laser Beam」と表示のある製品であって、

- て、その内容物が植物片のもの
- 95 次の写真に示すとおり、被包に「Zero Beast」と表示のある製品であつて、その内容物が植物片のもの
- 96 次の写真に示すとおり、被包に「HD 5」と表示のある製品であつて、その内容物が固体のもの
- 97 次の写真に示すとおり、被包に「MAXIM」と表示のある製品であつて、その内容物が固形状のもの
- 98 次の写真に示すとおり、被包に「HIME TORO」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの
- 99 次の写真に示すとおり、被包に「RED Emperor」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの
- 100 次の写真に示すとおり、被包に「Platina X」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの
- 101 次の写真に示すとおり、被包に「LIMIT BREAK METRIX EDI TION」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの
- 102 次の写真に示して、「old lady」の名称で販売される製品であつて、その内容物が液体のもの
- 103 次の写真に示すとおり、被包に「Classic Powder 2007」と表示のある製品であつて、その内容物が粉末のもの
- 104 次の写真に示すとおり、被包に「Crazy Sex」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの
- 105 次の写真に示すとおり、被包に「絶頂トコロテン」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの
- 106 次の写真を付して、「5 MeODIPTIXX」の名称で販売される製品であつて、その内容物が液体のもの
- 107 次の写真に示すとおり、被包に「Ecstasy Magic」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの
- 108 次の写真に示すとおり、被包に「悶絶ウケ」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの
- 109 次の写真に示すとおり、被包に「狂イキ」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの
- 110 次の写真に示すとおり、被包に「阿鼻叫喚」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの
- 111 次の写真に示すとおり、被包に「前立腺+α」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの
- 112 次の写真に示すとおり、被包に「弛緩ウケ」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの
- 113 次の写真に示すとおり、被包に「惚ヤク」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの
- 114 次の写真に示すとおり、被包に「アイス・ギメ」と表示のある製品であつて、その

- 115 内容物が粉末のもの
115 次の写真に示すとおり、被包に「ジャマイカン セックス」と表示のある製品であ
つて、その内容物が植物片のもの
116 次の写真に示すとおり、被包に「SEXY BOMBER」と表示のある製品であ
つて、その内容物が粉末のもの
117 次の写真に示すとおり、被包に「Natural Break」と表示のある製品
であつて、その内容物が植物片のもの
118 次の写真に示すとおり、被包に「穴爆キメ」と表示のある製品であつて、その内容
物が液体のもの
119 次の写真に示すとおり、被包に「前立腺クラッシュ」と表示のある製品であつて、
その内容物が液体のもの
120 次の写真に示すとおり、被包に「ケツマンMAX」と表示のある製品であつて、そ
の内容物が液体のもの
121 次の写真に示すとおり、被包に「DARK ANGEL」と表示のある製品であつ
て、その内容物が液体のもの
122 次の写真に付して、「Diamond Crystal」の名称で販売される製品
であつて、その内容物が液体のもの
123 次の写真に示すとおり、被包に「濡れ聖水」と表示のある製品であつて、その内容
物が液体のもの
124 次の写真に示すとおり、被包に「ミッドナイト」と表示のある製品であつて、その
内容物が液体のもの
125 次の写真に示すとおり、被包に「女神の潮吹き」と表示のある製品であつて、その
内容物が液体のもの
126 次の写真に示すとおり、被包に「Zombie Ecstasy」と表示のある製
品であつて、その内容物が植物片のもの
127 次の写真に示すとおり、被包に「VIRGIN BACK PERFECT ED
ITION」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの
128 次の写真を付して、「NITRO HAZE 3」の名称で販売される製品であつ
て、その内容物が液体のもの
129 次の写真に示すとおり、被包に「ENEMAREX」と表示のある製品であつて、
その内容物が粉末のもの
130 次の写真に示すとおり、被包に「MEXICAN HETS」と表示のある製品
であつて、その内容物が植物片のもの
131 次の写真に示すとおり、被包に「Miami BLENDED Dr. WEED」
と表示のある製品であつて、その内容物が植物片のもの
132 次の写真を付して、「Skull Sheet」の名称で販売される製品であつて
、その内容物がシート状のもの
133 次の写真を付して、「Yellow solid」の名称で販売される製品であつ
て、その内容物が粉末のもの
134 次の写真に示すとおり、被包に「SEXIST」と表示のある製品であつて、その

- 135 内容物が液体のもの
次の写真を付して、「Met264nLd-HASH」の名称で販売される製品であつて、その内容物が液体のもの
- 136 次の写真に示すとおり、被包に「GORILLA」と表示のある製品であつて、その内容物が植物片のもの
- 137 次の写真に示すとおり、被包に「Extra Coming」と表示のある製品であつて、その内容物が植物片のもの
- 138 次の写真を付して、「MAGIC BUTTER」の名称で販売される製品であつて、その内容物が固形状のもの
- 139 次の写真に示すとおり、被包に「69 Stars」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの
- 140 次の写真に示すとおり、被包に「X ZONE」と表示のある製品であつて、その内容物が固形状のもの
- 141 次の写真に示すとおり、被包に「Thunder Ultimate」と表示のある製品であつて、その内容物が植物片のもの
- 142 次の写真に示すとおり、被包に「Black Cat」と表示のある製品であつて、その内容物が植物片のもの
- 143 次の写真に示すとおり、被包に「FREE SEX」と表示のある製品であつて、その内容物が粉末のもの
- 144 次の写真に示すとおり、被包に「神龍」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの
- 145 次の写真に示すとおり、被包に「5MeODIPT-Ecstasy」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの
- 146 次の写真に示すとおり、被包に「直ギメ」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの
- 147 次の写真に示すとおり、被包に「前立腺ラッシュ」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの
- 148 次の写真を付して、「420 cyclone (サイクロン)」の名称で販売される製品であつて、その内容物が植物片のもの
- 149 次の写真を付して、「LGBT Dangerous (Nederland)」の名称で販売される製品であつて、その内容物が液体のもの
- 150 次の写真を付して、「upper liquid」の名称で販売される製品であつて、その内容物が液体のもの
- 151 次の写真に示すとおり、被包に「GIRL SEX 101」と表示のある製品であつて、その内容物が粉末のもの
- 152 次の写真に示すとおり、被包に「NOT-5MeODIPT」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの
- 153 次の写真を付して、「GOLDA」の名称で販売される製品であつて、その内容物が液体のもの
- 154 次の写真に示すとおり、被包に「Magnum Spot」と表示のある製品であ

- 155 次の写真に示すとおり、被包に「original powder 『Black Sex』」と表示のある製品であつて、その内容物が粉末のもの
- 156 次の写真に示すとおり、被包に「TECHNICIAN BLACK」と表示のある製品であつて、その内容物が固形状のもの
- 157 次の写真に示すとおり、「H+」の名称で販売される製品であつて、その内容物が液体のもの
- 158 次の写真に示すとおり、「Sex Dangerous」の名称で販売される製品であつて、その内容物が液体のもの
- 159 次の写真に示すとおり、被包に「ECSTASY SEX α alpha」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの
- 160 次の写真に示すとおり、被包に「ECSTASY SEX β beta」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの
- 161 次の写真に示すとおり、被包に「ECSTASY SEX γ gamma」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの
- 162 次の写真に示すとおり、被包に「Speed Ice α 」と表示のある製品であつて、その内容物が粉末のもの
- 163 次の写真に示すとおり、被包に「Speed Ice β 」と表示のある製品であつて、その内容物が粉末のもの
- 164 次の写真に示すとおり、被包に「Speed Ice γ 」と表示のある製品であつて、その内容物が粉末のもの
- 165 次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL α 」と表示のある製品であつて、その内容物が粉末のもの
- 166 次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL β 」と表示のある製品であつて、その内容物が粉末のもの
- 167 次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL γ 」と表示のある製品であつて、その内容物が粉末のもの
- 168 次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL δ 」と表示のある製品であつて、その内容物が粉末のもの
- 169 次の写真に示すとおり、「M Z 3 MAXIM」の名称で販売される製品であつて、その内容物が固体のもの
- 170 次の写真に示すとおり、被包に「Buzz Scream」と表示のある製品であつて、その内容物が植物片のもの
- 171 次の写真に示すとおり、「RCFS-4BTCn」の名称で販売される製品であつて、その内容物が液体のもの
- 172 次の写真に示すとおり、被包に「777 Pure VIII」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの
- 173 次の写真に示すとおり、被包に「Skull King reborn」と表示のある製品であつて、その内容物が植物片のもの
- 174 次の写真に示すとおり、被包に「淫汁だらだら」と表示のある製品であつて、その

- 175 内容物が液体のもの
次の写真に示すとおり、被包に「逆アナ(強)」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの
- 176 次の写真に示すとおり、被包に「Dry Orgasm」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの
- 177 次の写真に示すとおり、被包に「GOLD MAGIC」と表示のある製品であつて、その内容物が粉末のもの
- 178 次の写真に示すとおり、被包に「Love Harb」と表示のある製品であつて、その内容物が植物片のもの
- 179 次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL I」と表示のある製品であつて、その内容物が粉末のもの
- 180 次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL II」と表示のある製品であつて、その内容物が粉末のもの
- 181 次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL III」と表示のある製品であつて、その内容物が粉末のもの
- 182 次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL IV」と表示のある製品であつて、その内容物が粉末のもの
- 183 次の写真に示すとおり、被包に「MAGIC 1」と表示のある製品であつて、その内容物が粉末のもの
- 184 次の写真に示すとおり、被包に「MAGIC 2」と表示のある製品であつて、その内容物が粉末のもの
- 185 次の写真に示すとおり、被包に「MAGIC 3」と表示のある製品であつて、その内容物が粉末のもの
- 186 次の写真に示すとおり、被包に「MAGIC 4」と表示のある製品であつて、その内容物が粉末のもの
- 187 次の写真に示すとおり、被包に「FLASH」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの
- 188 次の写真に示すとおり、被包に「FLASH 2」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの
- 189 次の写真に示すとおり、被包に「FLASH 3」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの
- 190 次の写真に示すとおり、被包に「ECSTASY SEX 6」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの

(「次の写真」は、省略し、その写真を徳島県保健福祉部薬務課に備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県ホームページにおいて公表する。)

二 指定の理由

一の1から190までに掲げる物は、条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、かつ、その用途及び使用方法に反して、吸入、吸引、摂取その他の方法により身体に使用されるおそれがあると認められるため

三 指定の効力発生の日

令和二年四月一日

徳島県告示第百八十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
株式会社ツープイ スコポーレシ ョ ン	徳島市国府町日開字中八九 八番地四	ライフアシスタント こもれび	徳島市庄町四丁目一六一 ロックバレー庄町一〇八号 室	訪問介護	令和二年二月 三日	令和二年二月 二十九日
株式会社C u o r e	板野郡松茂町笹木野字山南 一七番地七	訪問介護まこと	板野郡松茂町笹木野字山南 一七番地七	同	同 一月 二十三日	同 三月 一日

徳島県告示第百八十三号

次の者の申請に係る徳島県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

申請人の住所及び氏名	地区名	工事の完了年月日
三好郡東みよし町足代三 二四番地一 宮田茂ほか十七名	三好地区 土井の池	平成三十一年三月二十七日

徳島県告示第百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島市多家良町中津峰一の一七三
- 二 保安林として指定された目的
干害の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び徳島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美馬市木屋平字太合力ケ四四五の一、四四五の三一、四四五の八一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字太合力ケ四四五の一（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美馬市木屋平字八幡三二二の一、三二二の一、三二七の一、三二七の四、三八五の一、三八五の二
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第百八十七号

国土地理院長から、次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測量の種類	測量をする地域	測量をする期間
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正及び国土広域情報修正）	徳島県全域	令和二年四月一日から 令和三年三月三十一日まで

徳島県告示第百八十八号

国土地理院長から、令和元年徳島県告示第二百七十三号（基本測量を実施する旨の通知があつた件）で公示した基本測量を令和二年二月二十八日終了した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月三十一日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

徳島県告示第百八十九号

徳島県南部総合県民局長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（基準点測量）	阿南市十八女町	令和二年三月十六日から 令和二年六月二十日まで

徳島県告示第百九十号

国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所長から、令和元年徳島県告示第四百八十二号（公共測量を実施する旨の通知があった件）で公示した公共測量を令和二年二月二十六日終了した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月三十一日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

徳島県告示第百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局美波庁舎において、令和二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

3 0 1		整理 番号	路線 名	
久尾穴喰浦				
海部郡海陽町久保 字松本一四〇番一 地先から 同 字板取二七五番地 先まで	同	海部郡海陽町久保 字松本一三八番四 地先から 同 一四一番一 地先まで	区 間	
新		旧		新旧 の別
九・三〇四六・一	九・五〇一九・四	九・五〇九・八	敷 地の 幅 員 (メートル)	
六六〇・一	一六六・三	一六六・三	延 長 (メートル)	

徳島県告示第百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 施行者の名称

藍住町

二 都市計画事業の種類及び名称

藍住都市計画下水道事業 藍住町公共下水道

三 事業施行期間

平成十四年三月五日から

令和八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

なし

2 使用の部分

なし

徳島県告示第百九十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の八第二項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
株式会社東京建築検査機構
東京都中央区日本橋富沢町一〇番一六号
- 二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
変更前

事務所	所 在 地
構造判定事業部	東京都中央区日本橋富沢町一〇番一六号
Ⅰ T B T C 名古屋構造センター	愛知県名古屋市中区錦三丁目七番九号
T B T C 九州構造センター	福岡市博多区博多駅前二丁目二番一号

変更後

事務所	所 在 地
構造判定事業部	東京都中央区日本橋富沢町一〇番一六号
Ⅰ T B T C 名古屋構造センター	愛知県名古屋市中区錦三丁目七番九号
T B T C 九州構造センター	福岡市博多区博多駅前二丁目二番一号
T B T C 中国構造センター	広島市中区銀山町三番一号

三 変更する日

令和二年四月一日

公 告

徳島県住宅供給公社から依頼があつたので、次のとおり公告する。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和二年三月三十一日

徳島県住宅供給公社

理事長 原 一 郎

一 徳島県に代わつて県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者

徳島県住宅供給公社

二 一で定める者が管理を行う県営住宅等

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十五年徳島県条例第十二号）別表に掲げる県営住宅（名東（東）団地（六号棟に限る。）、万代町団地、新浜町団地、大麻団地及び津田松原団地を除く。）及び徳島県営住宅管理規則（昭和三十五年徳島県規則第十号）別表に掲げる共同施設（名東（東）団地県営住宅六号棟に併設する児童遊園及び駐車場並びに万代町団地、新浜町団地、大麻団地及び津田松原団地の各県営住宅の共同施設を除く。）

三 一で定める者が行う県営住宅等の管理の内容

法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関する）を除く。）に基づいて県営住宅等の管理を行うこと。

四 一で定める者が県営住宅等の管理を行う期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで